

# 知的財産権

【別紙1】

## 知的創作物についての権利

### 特許権(特許法)

自然法則を利用した、新規性及び進歩性のある産業上有用な発明に対して出願の日から20年間保護

### 実用新案権(実用新案法)

物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対して出願の日から6年間保護

### 意匠権(意匠法)

独創的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインに対して設定登録の日から15年間保護

### 著作権(著作権法)

創作性のある小説、音楽、美術、プログラムなどの著作物に関する権利を創作時から著作者の死後50年間保護

### 回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

半導体集積回路の回路素子や導線の配置パターンを登録日から10年間保護

### 育成者権(種苗法)

農産物、林産物、水産物の生産のために栽培される植物の新品種について登録日から20年間保護

### 営業秘密(ノウハウ等)の保護(民法・刑法・不正競争防止法)

企業のノウハウや顧客リストの盗用などの不正行為を禁止

## 営業標識についての権利

### 商標権(商標法)

商品・役務に使用するマーク(文字・図形・記号など)を設定登録の日から10年間保護(更新可能)

### 商号権(商法)

商人が取引上自己を表示するために用いる名称

### 著名商標・原産地表示等の保護 (不正競争防止法)

著名な未登録商標等の使用や、原産地を誤認させる表示などを禁止

## その他の研究成果物

### ○ 研究データ・情報

研究の結果として得られた測定値・解析値(タンパク質解析データなど)。

### ○ 研究試料・研究材料

研究試料は、分析・調査・計測などの参照値を得るための見本(PH測定溶液など)。研究材料は、研究対象とする材料のこと(遺伝子、微生物、細胞、遺伝子改変マウスなどの実験動物など)。

### ○ 実験装置

実験に用いるために研究者が作成した機器・装置。

### ○ 試作品

研究開発の目標となるものを本格的に作る前に、試験的に動作や性能等の確認を行うために作ったもの(試験的に作った半導体チップなど)。

### ○ その他の研究成果物

新たな実験解析方法など。

## 研究機関等における研究成果の取扱いに関する現状

内閣府において関係府省・機関等の協力を得ながら、研究成果の取扱い等に関する現状調査を行った結果の概要は、次のとおりであった。（62研究機関・大学からの回答による。）

### 1. 研究成果の帰属先の状況

- 「特許権」、「実用新案権」、「データベース及びプログラム等に係る著作権」及び「意匠権」については、国立大学を除きほとんどの機関で職務発明規程等により「原則として国・研究機関・大学等に帰属」等とされている。（国立大学は一定条件に該当する場合を除き原則として研究者個人に帰属）
- 「研究者の論文、著作等に係る著作権」については、ほとんどの研究機関・大学では規程を設けていないが、著作権法や契約に基づき処理されているものと考えられる。
- 「回路配置利用権」、「植物品種育成者権」、「営業秘密（ノウハウ等）の保護」及び「商標権」については、一部を除き規程を設けていない機関・大学が多い。その一因として、これらの権利は、個々の研究機関等の研究内容に照らして、あまり想定されない場合もあると考えられる。
- 「その他の研究成果物（研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験サンプル、実験装置等）」については、一部の機関・大学では「実験装置」等について固定資産管理規則、調達規程等によって「研究機関・大学に帰属」とされているものもあるが、ほとんどの研究機関・大学では規程が設けられていない。

### 2. 研究者が異動する際の知的財産権に係る権利の帰属先及び手続き

ほとんどの研究機関・大学において、研究者が異動する際に知的財産権を含む研究成果をどのように処理するかについての規程等がない状況にある。

### 3. 研究上知り得た秘密の保護義務

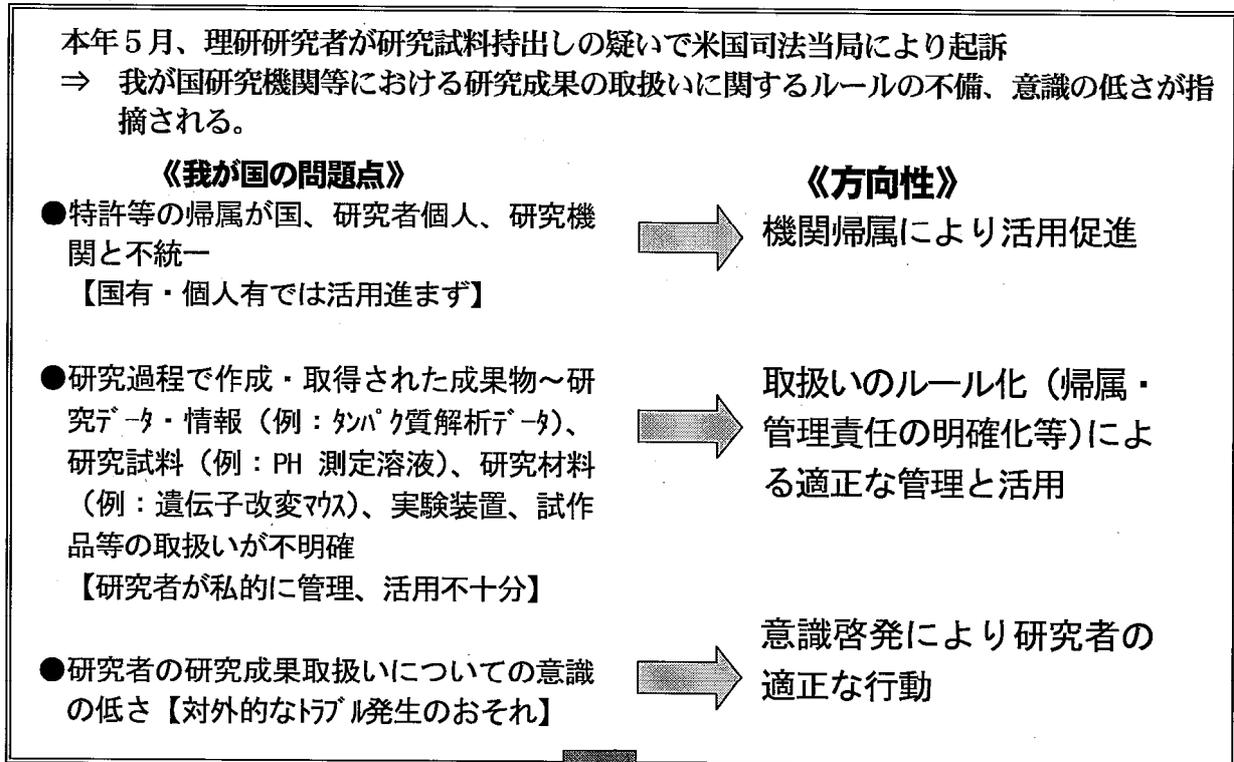
国家公務員法及び地方公務員法によるほか、職務発明規程や就業規則等により守秘義務が課せられている。

# 研究成果の帰属先一覧

項目	国立試験研究機関	特殊法人・認可法人	独立行政法人	国立大学・大学共同利用機関	公立大学	私立大学
	回答数: 14機関 原則として規定なし 国/国が一部又は全部を承継	原則として規定なし 機関/機関が一部又は全部を承継	回答数: 23機関 原則として規定なし 機関/機関が一部又は全部を承継	回答数: 10大学・機関 国又は研究規定なし者	回答数: 2大学 自治体/自治体又は研究者	回答数: 5大学 原則として規定なし 大学/大学が一部又は全部を承継/大学又は研究者
知的財産権	①特許権	1	8	0	2	0
	②データベース及びプログラム等に係る著作権	13(2)	23(8)	0	0	5
	③研究者の論文、著作等に係る著作権	8	5	5	10	0
	④意匠権	3(2)	1	7	0	2
	⑤回路配置利用権	13(2)	6	2	0	4
	⑥物品種育成者権	5(1)	2	6	0	4
	⑦植物品種(クハワ等)の保	5(1)	1	7	0	4
	⑧営業秘密(ノウハウ等)の保	2(1)	2	6	0	3
	⑨実用新案権	12(1)	8	0	10	4
	⑩商標権	1	2	6	0	3
その他の研究成果物	①研究データ・情報	2(1)	2	6	0	0
	②研究試料、研究材料(生物材料を含む)、実験サン	12	2	6	0	1
	③実験装置(研究者が自作したもの。試作品を含む)	2(1)	1	7	0	1
	④その他の研究成果物	12	1	19	0	4
		2(1)	1	0	0	0
			7	23	10	2

※「国立試験研究機関」及び「独立行政法人」の( )内は、国・研究機関に帰属等の方向で規程を検討中の数で、内数。  
 ※「国立大学・大学共同利用機関」において、「特許権」及び「実用新案権」については10大学・機関とも文部省(当時)の内容を盛り込んだ学内規程を策定しているが、「データベース及びプログラム等に係る著作権」については5大学で学内規程は策定せず、文部省(当時)通知により運用している。

## 研究機関等における知的財産等研究成果の取扱いについて (意見)(案)の概要



### 以下の3点について提言 関係府省、研究機関等における対策を求める

#### 研究成果の管理等について

- 特許等の知的財産 … 個人帰属 ⇒ 機関帰属への転換
- 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める。  
※ 責任体制の明確化、譲渡等の手続き 等

#### 研究契約における研究成果の取扱い

- 契約内容（研究成果の取扱い含む）は、当事者の協議に従い柔軟に対応
- 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化

#### 研究者の意識啓発

- 研究者の意識啓発 … 海外派遣研究者の適正な研究成果取扱い手続き等
- 利益相反(Conflict of Interest)の管理への配慮 … 研究者がドメイン作成等